

統合失調症患者の幻覚、妄想下での行為¹

1、事実の概要

対象者は、本件当日、ビルの五階にある B 方居室内に無施錠の入り口ドアから無断で立ち入り、同署にあった B の二男 C のベルト一本および B 所有の靴下一足を手に取り、それらを自己の占有下においた。

その際、本件居室を訪れた B の妻子 D は、対象者に対し、泥棒ではないかなど尋ねた上で B に、泥棒がいるなどと電話で連絡をし、C とともに本件居室に駆け付けた B に対し、泥棒を捕まえたので早く来てくれなどと電話で通報した。C は対象者が逃げないように対象者が肩にかけていたベルトを手でつかんだところ、対象者は急に暴れだし、C に対し、その顔面などを手けんで数回殴打するなどの暴行を加えて全治約一週間を要する顔面打撲、胸部打撲および右下腿擦過傷の傷害を負わせ、さらに B に対しその顔面を手けんで殴打し、その左手親指付け根付近を歯でかみちぎる等の暴行を加えて全治約二週間をようする鼻骨骨折、左手皮膚欠損および胸部打撲の傷害を負わせた。対象者は、当時病状の重い妄想型統合失調症に罹患しており、幻聴、誇大妄想、被害妄想、常識欠如等の症状を呈していた。

2、問題の所在

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律」（「医療観察法」）による医療を行うためには 2 条 2 項の対象行為に該当する必要がある。そこで、妄想型統合失調症による幻覚妄想状態の中で幻聴、妄想等に基づいて行った行為が医療観察法 2 条 2 項の対象行為に該当するか、対象行為の判断基準が問題となる。

3、決定要旨

「対象者の判断が対象行為に該当するかどうかの判断は対象者が妄想型統合失調症による幻覚妄想状態の中で幻聴、妄想等に基づいて行為を行った本件のような場合、対象者が、幻聴、妄想等により認識した内容に基づいて行うべきでなく、対象者の行為を当時の状況の下で外形的、客観的に考察し、心神喪失の状態にない者が同じ行為を行ったとすれば、主観的要素を含め、対象行為を犯したと評価することができる行為であると認められるかどうかの観点から行うべきであり、これが肯定されるときは、対象者は対象行為を行ったと認定することができる」と解するのが相当である。」としている。

4、検討

医療観察法による医療行為を行うためには対象者が対象行為を行ったことが要件とされているところ、医療観察法 2 条 2 項は刑法各条に規定する行為という形で対象行為を定めている。一般的には、対象者の行為が対象行為に該当するというためには、責任能力は別としても、故意等の主観的要素を含めた犯罪成立要件に相当する要件を充足する必要があるように考えられる。

医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とするものである。

本件では対象者は妄想型統合失調症に基づく幻覚妄想状態の中で幻覚、妄想等により対象行為該当性にかかわる事実について誤った認識を有していたところ、もし、本件のようなケースにおいて、対象者の幻覚妄想状態の中での認識に依拠して主観的要素の充足の有無を判断した場合には、対象者の行為は対象行為に該当しないこととなるが、それでは、本件のように医療観察法における医療が最も必要とされる病状の重い者の行為が対象行為に該当しないこととなりかねず、医療観察法の目的に反することになる。

対象者が心神喪失の状態での重大な他害行為である対象行為を行ったことが医療観察法による手厚い専門的な医療等の必要性を基礎づけるといふ、対象行為を医療等の処遇の要件とする趣旨からすれば、対象行為該当性を判断するに際し、医療によって改善されるべき病状である幻覚などを前提とするのは適当ではない。そのため、外形的、客観的に考察することは妥当といえる。

¹ 判例時報 2097 号 158 頁